

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時

令和6年11月7日午後1時30分

2、開会の場所

役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1 番	石本	晋也	2 番	澤田	嘉之
5 番	田中	正博	7 番	山本	功
8 番	井澤	茂治	9 番	中川	茂成
10 番	田中	安弘	11 番	山本	千恵子
12 番	田中	吉照	13 番	杉本	邦子
16 番	杉嶋	秀美	17 番	森島	隆詞
18 番	井上	和也	19 番	岩井	三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3 番	野秋	眞秀	4 番	堀内	大
14 番	新司	吉行	6 番	中村	正

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15 番 松尾 清敏

事務局
森田 吉弥
山口 健司
枅谷 洋輝
下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	令和6年度農用地利用集積計画（第7次）の決定について
報告第1号	非農地証明交付申請について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について
報告第3号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
報告第4号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

8、署名委員

11 番 山本 千恵子 12 番 田中 吉照

9、閉会の日時

令和6年11月7日午後3時40分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和6年第11回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議長 さて、委員の皆様には、農作業などでご多用のなか、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の署名委員は、11番山本千恵子委員、12番田中吉照委員のお二人にお願いします。

それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。

1番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、石本委員は審議を行う間、退席いただきますようお願いいたします。

それでは、事務局から議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については3ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人は高齢により耕作が困難になったため、譲受人は農業経営規模拡大のための、所有権の有償移転申請です。

譲受人は営農地のすべてを耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議長 1番については、地区担当委員の森島委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

森 島 17番、森島です。

1番の案件につきまして、10月25日に山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は耕作されておらず保全状態ですが、今後は適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議ください

ますようお願いします。

議 長 ありがとうございました。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号の1番については許可する
ことに決定いたします。
石本委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 石本委員にお伝えします。議案第1号の1番についての計画は議案どおり決定いたし
ました。

議 長 続きまして、議案第1号の2番・3番について、提案及び説明を願います。

事務局 それでは、1ページをお開きください。2番でございます。

【 提案説明 】

場所については4ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人は高齢により耕作が困難になったため、譲受人は農業を新たに
始めるための、所有権の有償移転申請です。

譲受人は当該地の近所に住まわれており、また長年にわたり、親族の所有する田で水
耕栽培を行い、この度、営農規模拡大のため購入されるもので、現在は345㎡の農地
を耕作されており、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、新規就農に当たって地元に対しても誓約書を提出いただいております、耕作により
まして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相
当と考えております。

続いて、2ページをお開きください。3番でございます。

【 提案説明 】

場所については5ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人は高齢により耕作が困難になったため、譲受人は農業を新たに
始めるための、所有権の有償移転申請です。

譲受人は父が農家の出身で家庭菜園をしていたため、手伝いで幼少の頃から農作業に
親しんできており、この度、定年が近くなり、退職後に向けて本格的に就農を始められ

るもので、現在の耕作地はありません。

また、新規就農に当たって地元に対しても誓約書を提出いただいております、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがいまして、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議 長 2番については、地区担当委員の澤田委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

澤 田 2番、澤田です。

2番の案件につきまして、10月30日に井澤委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は、山間部に面しており、一部を除いて竹林と化しておりますが、譲受人は近隣にお住まいで、少しずつ整備の上、筍及び果樹栽培を計画されており、今後は適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。続いて、3番については、地区担当委員の堀内委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

堀 内 4番、堀内です。

3番の案件につきまして、10月25日に中川委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は長年耕作されておりましたが、現在は保全状態となっています。

今後は適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案第1号の2番・3番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号の2番・3番については

議案どおり決定いたします。

議 長 次に、議案第 2 号、令和 6 年度農用地利用集積計画（第 7 次）の決定について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは 6 ページをお開きください。議案第 2 号、令和 6 年度農用地利用集積計画（第 7 次）の決定について、精華町長より、農用地利用集積計画の提出があったので旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、決定を求める。

7 ページをお開きください。1 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 10 ページの地図のとおりです。

2 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 10 ページの地図のとおりです。

3 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 12 ページの地図のとおりです。

8 ページに移りまして、4 番でございます。

【 提案説明 】

場所については 14 ページの地図のとおりです。

以上の件につきまして、全部効率要件、農作業常時従事要件等の旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項を満たしていると考えられます。

以上です。

議 長 それでは議案第 2 号について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、議案第 2 号についての計画決定に賛成の方の挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第 2 号についての計画は議案どおり決定いたします。

議 長 続きまして、報告第 1 号、非農地証明交付申請について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、15ページをお開きください。報告第1号、非農地証明交付申請について、
でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については16ページの地図のとおりです。

以上です。

議 長 本件については、地区担当委員の杉本委員が現地確認を行っておられますので、補足
説明をお願いします。

杉 本 13番、杉本です。

本件について、10月24日に岩井会長、杉嶋委員、山口局長補佐と現地を確認しま
した。ただいま、事務局から説明のありましたとおり、当該地は住宅の敷地となってお
り、営農も困難であると考えられるため、やむを得なく、地元担当委員としては非農地
として認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告
します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、17ページをお開きください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定
による通知について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については18ページの地図のとおりです。

2番でございます。

【 提案説明 】

場所については18ページの地図のとおりです。

3番でございます。

【 提案説明 】

場所については19ページの地図のとおりです。

以上です。

議 長 本件について何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 続きまして、報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、20ページをお開きください。報告第3号、農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については21ページの地図のとおりです。

なお、本件について20年以上前に無許可ですでに施行済みであり、今回申請については、顛末書付きでの申請となっておりますことを申し添えます。

以上です。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第3号を終わります。

議 長 続きまして、報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 それでは、22ページをお開きください。報告第4号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、でございます。

1番でございます。

【 提案説明 】

場所については23ページの地図のとおりです。

以上です。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第4号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。

令和6年11月28日木曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆さんのご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和6年11月28日木曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後3時40分